



資料集



1 核家族 (かくかぞく)

ひと組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族

2 ボランティア

自発性、無償性、奉仕性を原則とする活動。自己の主体的な意思により社会問題の解決や必要とされる活動に対し、対価を得ることを目的とせず、労働力や技術力、知識などを提供すること。単なる無報酬の奉仕活動という意味ではない。社会福祉協議会は、地域福祉推進の一環として、ボランティアの需要と担い手に関する情報提供及びコーディネートを行っている。

3 NPO (えぬぴーおー)

ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお、同法により認証された法人を特定非営利活動法人(NPO法人)という。なお、NPOは、Non Profit Organizationの略語である。

4 民生委員・児童委員 (みんせいいいん・じどういいん)

民生委員は、法律上、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、援助を必要とする者に対し生活相談、助言を行い、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供を行うとともに、関係行政機関の業務に協力すること」とされている。児童福祉法により同時に児童委員を兼務する。

5 社会福祉協議会 (しゃかいふくしきょうぎかい)

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

6 市民協働 (しみんきょうどう)

市民がお互いに、又は市民と行政(市役所)が、それぞれの特性や能力を活かしながら、対等な立場で、お互いの責任と役割分担のもとに協力・協調すること。

7 共生社会（きょうせいしゃかい）

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が，積極的に参加・貢献していくことができ，誰もが相互に人格と個性を尊重し，支え合い，人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会

8 一般世帯（いっばんせたい）

国勢調査において，総世帯数から「施設等の世帯」を除いた世帯

9 年少人口（ねんしょうじんこう）

0～14歳人口

10 高齢化率（こうれいかりつ）

総人口に占める65歳以上人口の割合

11 核家族世帯（かくかぞくせたい）

国勢調査において，夫婦のみの世帯，夫婦と子どもからなる世帯，父親と子どもからなる世帯，母親と子どもからなる世帯

12 三世代同居世帯（さんせだいどうきよせたい）

国勢調査において，世帯主との続き柄が，祖父母，世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母），世帯主（又は世帯主の配偶者），子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち，三世代以上が同居していることが判定可能な世帯

13 自主防災会（じしゅぼうさいかい）

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づき，市民が自主的に結成する組織であり，災害による被害を予防し，軽減するための活動を行う。災害対策基本法においては，「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として，市町村がその充実に努めなければならない旨規定されている。

14 市社会福祉協議会支部（ししゃかいふくしきょうぎかいしぶ）

市社会福祉協議会は，市民が主体となって地域福祉を推進するため，19の支部組織を常陸太田市全域で構成している。

15 地域包括支援センター（ちいきほうかつしえんせんたー）

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。市区町村および老人介護支援センターの設置者、一部事務組合、医療法人、社会福祉法人などのうち包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができる。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。

16 在宅介護支援センター（ざいたくかいごしえんせんたー）

老人福祉法に基づく老人福祉施設の一つで、法律上は老人介護支援センターとして規定されている。地域の老人の福祉に関する問題について、在宅の要援護高齢者や要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等からの相談に応じ、それらの介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービス（介護保険を含む）が、総合的に受けられるように市区町村等関係行政機関、サービス実施機関、居宅介護支援事業所等との連絡調整等を行う。

17 公民館（こうみんかん）

生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として社会教育法に基づいて、市町村が設置することとされている。地域において、各種講座・講習会・講演会・実習会・展示会やスポーツ・レクリエーション等に関する行事の開催、各種の団体、機関等の連絡調整を行っている。

18 地域コミュニティ（ちいきこみゆにてい）

町会・自治会、市社会福祉協議会、消防団、民生委員・児童委員、公民館、市民ボランティア団体等地域で活動する各種団体をネットワーク化し、地域の様々な課題解決のために連携・協力して活動する市民主体の協議体

1 9 社会福祉法人（しゃかいふくしほうじん）

社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立された法人をいう。社会福祉法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定される法人よりも、設立要件が厳しくされており、公益性が極めて高い法人である。このため、自主的な事業経営の基盤強化、透明性の確保、提供するサービスの質の向上といった観点が求められる一方、税制上の優遇措置がある。

2 0 放課後児童クラブ（ほうかごじどうくらぶ）

正式には、「放課後児童健全育成事業」といい、児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図っている。

2 1 避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

生活の基盤が自宅にあって、同居する家族等のみでは円滑かつ迅速に避難することが困難である特に支援を要する者

2 2 団塊の世代（だんかいのせだい）

昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）までの間に生まれた世代を指す。この3年間の出生数は、約810万人で「第一次ベビーブーム世代」とも呼ばれる。介護・医療などにかかる社会保障費の急増が懸念されている。

2 3 認知症（にんちしょう）

一度獲得された知能が、脳の器質的な障がいにより持続的に低下し、失われることをいう。一般に認知症は器質的障がいに基づき、記銘・記憶力、思考力、計算力、判断力、見当識の障がいが見られ、知覚、感情、行動の異常も伴ってみられることが多い。記憶に関しては、短期記憶がまるごと失われることが多いが、長期記憶については保持されていることが多い。

2 4 介護保険制度（かいごほけんせいど）

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支えていく仕組み。40歳以上の人を支払う「保険料（介護保険料）」と「税金」とで運営される。運営は市町村が行い、都道府県と国が支援する。

2 5 訪問介護 (ほうもんかいご)

介護保険制度において、ホームヘルパーとも呼ばれる訪問介護職員による訪問介護や夜間対応型訪問介護などのサービス。介護福祉士の資格をもつ者や、都道府県知事又は都道府県知事の指定する者の行う研修（介護職員初任者研修など）を受け、研修を修了した証明書の交付を受けた者が従事する。

2 6 通所介護 (つうしょかいご)

日中、通所介護の施設（利用定員19人以上のデイサービスセンターなど）に通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図っている。

2 7 地域支援事業 (ちいきしえんじぎょう)

介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため市が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる。

2 8 避難行動要支援者名簿 (ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ)

市町村地域防災計画に避難行動要支援者の対象範囲を定め、安否の確認、避難の支援等避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎とする名簿

2 9 障害者総合支援法 (しょうがいしゃそうごうしえんほう)

障害者自立支援法に代わって、平成25年4月1日から新たに施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。正式には「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という。

3 0 障害者差別解消法 (しょうがいしゃさべつかいしょうほう)

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された。

3.1 生活困窮者自立支援制度（せいかつこんきゅうしゃじりつしえんせいど）

「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習など様々な面で支援する。生活保護から脱却した人でも、再び最低限の生活を維持できなくなることがないように支援の対象となる。

3.2 子ども・子育て支援新制度（こども・こそだてしえんしんせいど）

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいう。

3.3 地域包括ケアシステム（ちいきほうかつけあしすてむ）

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。

3.4 虐待（ぎゃくたい）

高齢者・障がい者虐待は次の(1)から(5)まで、児童虐待は(1)から(4)までが定義されている。

- (1)身体的虐待（身体に外傷が生じる又は生じるおそれのある暴行を加えること）
- (2)心理的虐待（著しい暴言、著しい拒絶的な対応、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）
- (3)性的虐待（わいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること）
- (4)放棄・放任・ネグレクト（身体を衰弱させるような著しい減食・長時間の放置、必要な擁護を著しく怠る等）
- (5)経済的虐待（財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること）

3.5 地域ふくし懇談会（ちいきふくしこんだんかい）

市社会福祉協議会の19支部単位で開催する市民参加のワークショップ

3 6 常陸太田市地域防災計画 (ひたちおおたしちいきぼうさいけいかく)

災害対策基本法の規定に基づいて、常陸太田市防災会議が作成する計画であって、常陸太田市の地域に係わる災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその全機能を発揮して、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方のもと、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害の復旧を図ることを目的としている。

3 7 常陸太田市避難行動要支援者避難支援全体計画

(ひたちおおたしひなんこうどうようしえんしゃひなんしえんぜんたいけいかく)

避難行動要支援者の避難支援対策について、平常時の備えから災害発生時の対応等の基本的な考え方や取組み方を示したもので、「自助」と「共助」を基本とし、円滑な情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることを目的としている。

3 8 要配慮者 (ようはいりょしゃ)

災害発生時に自分一人で避難行動が迅速に行えないおそれがあり、周囲の人の配慮が必要な高齢者 (ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、ねたきり高齢者、認知症高齢者等) や身体障がい者 (視覚・聴覚障がい者、音声言語機能障がい者、肢体不自由者、内部障がい者、難病患者等)、知的障がい者、精神障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語の理解が十分でない外国人等が多く該当する。

3 9 避難支援等関係者 (ひなんしえんとうかんけいしゃ)

常陸太田市地域防災計画に定めるところにより、災害時に避難支援等に携わる次の機関等をいう。

ア 消防機関 (消防団を含む)

イ 警察

ウ 民生委員・児童委員

エ 市社会福祉協議会

オ 自主防災会

カ 町会

キ 市

ク その他市長が認める避難支援等の実施に携わる関係者

4 0 避難準備・高齢者等避難開始（ひなんじゅんぴ・こうれいしゃとうひなんかいし）

一般住民に避難準備を呼びかけ、要配慮者・高齢者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況に発令される。市民に求める行動としては、特に避難行動に時間を要する人は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）する必要がある。

4 1 パブリックコメント

常陸太田市の重要な計画等の策定や改定、基本的な条例等の制定や改正に際して、事前にその案を公表し、広く市民から意見を求めるとともに、寄せられた意見を考慮して最終的な意思決定を行い、その結果と理由及び市の考え方を公表する制度

4 2 権利擁護（けんりようご）

自己の権利や援助の必要性を表明することが困難な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に代わって、代理人が意思表示を支援・代弁し、人権をはじめ様々な権利を適切に保護すること。

4 3 成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない状態にある人や、契約時に判断能力はあるが、将来低下した場合の財産管理、介護等の契約、遺産分割等を本人に代わって成年後見人等が行う。

4 4 日常生活自立支援事業（にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう）

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることを支援しようとするもの。社会福祉協議会の事業

4 5 避難行動要支援者避難支援登録制度

（ひなんこうどうようしえんしゃひなんしえんとうろくせいど）

避難行動要支援者名簿の情報提供に同意した避難行動要支援者は、災害発生時の情報伝達や避難場所等への避難誘導等、一連の避難支援等の基礎資料となる個別計画を作成するため、避難行動要支援者に関する情報のほか、避難支援者（2人）を自ら選任して同意を得たうえで「避難行動要支援者避難支援登録申請書」を市に提出することとしている。市は、提出された「避難行動要支援者避難支援登録申請書」に基づき個別計画を作成し、避難行動要支援者および避難支援等関係者に配付する。

46 共同募金運動 (きょうどうぼきんかつどう)

平成28年で運動創設70年を迎えた共同募金は、戦後間もない昭和22年（1947年）に「国民たすけあい運動」として開始された。当初戦後復興の一助として戦災孤児など生活困窮者の支援に充てられ、その後、時代の要請に合わせて、子どもの遊び場、障がい者の小規模作業所、高齢者等への在宅福祉活動から、現在のような多様な地域福祉活動を支える募金となった。

47 ふれあいサロン

身近な地域で、高齢者や障がい者、子育て中の親などの当事者と、ボランティアが協働で仲間作りの場を開設し、孤独感の解消、要援護者の見守り、引きこもり予防、介護予防、健康の維持向上を図ると共に、地域福祉コミュニティづくりを目的としている。

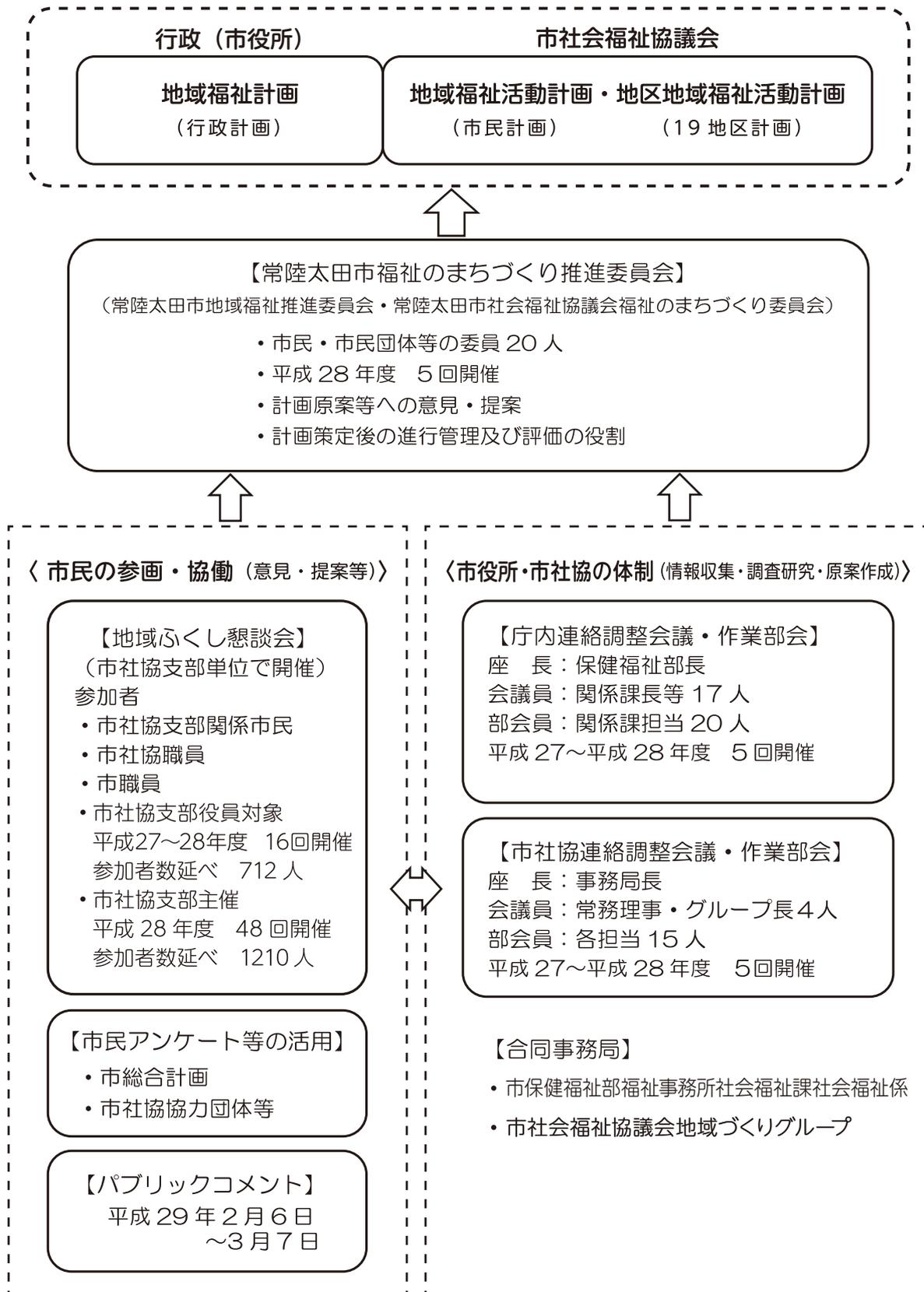
48 バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが生活していくうえで、物理的に障壁となる段差などを除去した状態をいう。広義的には、障がい者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる場合もある。

49 ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、国籍、人種、体格等にかかわらず、予め計画の段階から誰もが利用しやすいよう配慮し設計されたもの。

○計画の策定経過



○常陸太田市社会福祉協議会各支部役員を対象とした「地域ふくし懇談会」開催状況

期日	曜日	会議名等	場所	市民 (人)	市社協 職員 (人)	市職員 (人)	計 (人)	備考 (参加支部)
H27. 8.24	月	地域ふくし講演会	常陸太田市 総合福祉会館	51	17	8	76	全支部
H27. 9.30	水	地域ふくし懇談会 (太田1-1回目)	常陸太田市 総合福祉会館	34	10	5	49	太田・機初・誉田・ 佐都・河内
H27.10.22	木	地域ふくし懇談会 (太田1-2回目)	常陸太田市 消防本部	27	8	2	37	太田・機初・誉田・ 佐都・河内
H27.11.10	火	地域ふくし懇談会 (太田2-1回目)	常陸太田 市役所会議室	28	6	4	38	西小沢・幸久・ 佐竹・世矢
H27.12. 8	火	地域ふくし懇談会 (太田1-3回目)	常陸太田市 消防本部	32	5	4	41	太田・機初・誉田・ 佐都・河内
H27.12.21	月	地域ふくし懇談会 (太田2-2回目)	常陸太田市 消防本部	27	6	4	37	西小沢・幸久・ 佐竹・世矢
H28. 1.13	水	地域ふくし懇談会 (太田2-3回目)	常陸太田市 総合福祉会館	27	8	5	40	西小沢・幸久・ 佐竹・世矢
H28. 3.30	水	地域ふくし懇談会 (金砂郷1回目)	金砂郷 保健センター	27	8	10	45	久米・郡戸・金郷・ 金砂
H28. 4. 6	水	地域ふくし懇談会 (金砂郷2回目)	金砂郷 保健センター	25	12	6	43	久米・郡戸・金郷・ 金砂
H28. 4.19	火	地域ふくし懇談会 (金砂郷3回目)	金砂郷 保健センター	27	13	7	47	久米・郡戸・金郷・ 金砂
H28. 5.13	金	地域ふくし懇談会 (水府1回目)	水府総合センター	27	11	5	43	山田・染和田・ 天下野・高倉
H28. 5.19	木	地域ふくし懇談会 (水府2回目)	水府総合センター	27	10	4	41	山田・染和田・ 天下野・高倉
H28. 5.25	水	地域ふくし懇談会 (水府3回目)	水府総合センター	23	8	4	35	山田・染和田・ 天下野・高倉
H28. 5.31	火	地域ふくし懇談会 (里美1回目)	市役所里美支所	23	12	6	41	小里・賀美
H28. 6.10	金	地域ふくし懇談会 (里美2回目)	市役所里美支所	31	11	7	49	小里・賀美
H28. 6.14	火	地域ふくし懇談会 (里美3回目)	市役所里美支所	29	11	10	50	小里・賀美
参加者数(延べ)				465	156	91	712	

○常陸太田市社会福祉協議会各支部主催による「地域ふくし懇談会・まとめ会議」開催状況

期日	曜日	内 容	場 所	市民(人)	市社協職員(人)	市職員(人)	計(人)
H28. 5.20	金	佐竹支部 地域ふくし懇談会	佐竹公民館	34	6	3	43
H28. 6.16	木	幸久支部 地域ふくし懇談会	幸久公民館	31	3	1	35
H28. 6.20	月	西小沢支部 地域ふくし懇談会	西小沢公民館	27	6	2	35
H28. 6.29	水	河内支部 地域ふくし懇談会	河内公民館	16	7	1	24
H28. 6.30	木	幸久支部 地域ふくし懇談会まとめ	幸久公民館	12	2	1	15
H28. 7.22	金	西小沢支部 地域ふくし懇談会まとめ	西小沢公民館	15	2	1	18
H28. 7.23	土	佐都支部 地域ふくし懇談会	佐都公民館	23	4	1	28
H28. 7.30	土	久米支部 地域ふくし懇談会	久米地域交流センター	51	3	2	56
H28. 8. 6	土	高倉支部 地域ふくし懇談会	高倉地域交流センター	20	6	1	27
H28. 8.17	水	佐都支部 地域ふくし懇談会まとめ	佐都公民館	6	3	1	10
H28. 8.18	木	世矢支部 地域ふくし懇談会	世矢公民館	35	8	0	43
H28. 8.18	木	世矢支部 地域ふくし懇談会まとめ	世矢公民館	6	4	0	10
H28. 8.20	土	染和田支部 地域ふくし懇談会	水府総合センター	23	4	2	29
H28. 8.20	土	天下野支部 地域ふくし懇談会	天下野公民館	31	4	2	37
H28. 8.22	月	山田支部 地域ふくし懇談会	山田公民館	25	6	1	32
H28. 8.25	木	太田支部 地域ふくし懇談会	市総合福祉会館	10	7	2	19
H28. 8.27	土	機初支部 地域ふくし懇談会	機初公民館	25	4	2	31
H28. 8.27	土	久米支部 地域ふくし懇談会 (2回目)	久米地域交流センター	51	4	2	57
H28. 8.28	日	誉田支部 地域ふくし懇談会	誉田公民館	35	5	2	42
H28. 9. 3	土	金郷支部 地域ふくし懇談会	金砂郷保健センター	26	4	2	32
H28. 9. 5	月	佐都支部 地域ふくし懇談会まとめ (2回目)	佐都公民館	6	3	0	9
H28. 9. 5	月	世矢支部 地域ふくし懇談会まとめ (2回目)	世矢公民館	13	2	1	16
H28. 9. 6	火	幸久支部 地域ふくし懇談会まとめ (2回目)	幸久公民館	12	3	1	16
H28. 9. 7	水	佐竹支部 地域ふくし懇談会まとめ	佐竹公民館	16	2	1	19
H28. 9. 8	木	金郷支部 地域ふくし懇談会まとめ	金砂郷保健センター	12	2	1	15
H28. 9.12	月	機初支部 地域ふくし懇談会まとめ	機初公民館	8	2	1	11
H28. 9.13	火	河内支部 地域ふくし懇談会まとめ	河内公民館	9	2	1	12
H28. 9.26	月	幸久支部 地域ふくし懇談会まとめ (3回目)	幸久公民館	25	2	1	28
H28.10. 6	木	賀美支部 地域ふくし懇談会	里美文化センター	18	8	1	27
H28.10.11	火	河内支部 地域ふくし懇談会まとめ (2回目)	河内公民館	9	2	0	11
H28.10.17	月	小里支部 地域ふくし懇談会	里美保健センター	21	7	1	29
H28.10.25	火	幸久支部 地域ふくし懇談会まとめ (4回目)	幸久公民館	14	2	0	16
H28.10.26	水	小里支部 地域ふくし懇談会 (2回目)	里美保健センター	20	7	1	28
H28.11.28	月	機初支部 地域ふくし懇談会まとめ (2回目)	機初公民館	23	2	0	25
H28.12.13	火	賀美支部 地域ふくし懇談会まとめ	里美文化センター	19	2	1	22
H28.12.20	火	小里支部 地域ふくし懇談会まとめ	里美保健センター	8	2	1	11
H29. 1.18	水	太田支部 地域ふくし懇談会まとめ	太田公民館	11	2	1	14
H29. 1.23	月	誉田支部 地域ふくし懇談会まとめ	誉田公民館	7	2	1	10
H29. 1.28	土	郡戸支部 地域ふくし懇談会	工芸交流センター楓	17	4	4	25
H29. 1.28	土	郡戸支部 地域ふくし懇談会まとめ	工芸交流センター楓	8	3	2	13
H29. 1.28	土	佐都支部 地域ふくし懇談会 (2回目)	佐都公民館	23	2	1	26
H29. 2.17	金	久米支部 地域ふくし懇談会まとめ	久米地域交流センター	30	2	3	35
H29. 2.18	土	高倉支部 地域ふくし懇談会まとめ	栃木県防災館	31	0	0	31
H29. 2.21	火	天下野支部 地域ふくし懇談会まとめ	天下野公民館	20	2	1	23
H29. 2.24	金	山田支部 地域ふくし懇談会まとめ	山田公民館	14	2	1	17
H29. 3. 2	木	染和田支部 地域ふくし懇談会まとめ	水府総合センター	20	1	1	22
H29. 3.12	日	金砂支部 地域ふくし懇談会	かなさ笑楽校	29	4	5	38
H29. 3.12	日	金砂支部 地域ふくし懇談会まとめ	かなさ笑楽校	29	4	5	38
参加者数 (延べ)				974	170	66	1210

○常陸太田市福祉のまちづくり推進委員会開催状況

(常陸太田市地域福祉推進委員会・常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会)

期日	曜日	会議名等	場所	内容
H28. 7.25	月	第1回 地域福祉推進委員会・ 福祉のまちづくり 委員会	常陸太田市役所 全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長・副委員長の選出について ・常陸太田市地域福祉計画・常陸太田市社会福祉協議会 地域福祉活動計画の基本的な考え方について ・地域ふくし懇談会等について ・第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について
H28.10.13	木	第2回 地域福祉推進委員会・ 福祉のまちづくり 委員会	常陸太田市役所 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ふくし懇談会の経過報告 ・第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について 第1章～第2章の修正点 第3章～第4章の提示
H28.12.15	木	第3回 地域福祉推進委員会・ 福祉のまちづくり 委員会	常陸太田市役所 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について ・基本理念の設定について ・計画の通称(サブタイトル)について ・「常陸太田市地域福祉推進委員会」及び 「常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会」 の統一名称について
H29. 1.26	木	第4回 地域福祉推進委員会・ 福祉のまちづくり 委員会	常陸太田市 商工会館大会議 室	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画・地域福祉活動計画計画(案)について ・概要版について
H29. 3.16	木	第5回 地域福祉推進委員会・ 福祉のまちづくり 委員会	常陸太田市役所 分庁舎 203・204会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画・地域福祉活動計画計画(案)について ・概要版について

○常陸太田市地域福祉推進庁内連絡調整会議・作業部会

及び常陸太田市社会福祉協議会地域福祉推進連絡調整会議・作業部会

期日	曜日	会議名等	場所	内容
H28.2.22	月	第1回 地域福祉推進庁内連絡調整会議	常陸太田市役所 分庁舎 201・202会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の趣旨、経過報告等について
H28.3.22	火	第1回 地域福祉推進庁内連絡調整会議 作業部会	常陸太田市役所 分庁舎 201・202会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の趣旨、経過報告等について
H28.3.30	水	第1回 常陸太田市社会福祉協議会作業部会	常陸太田市 総合福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> ・計画づくりについて
H28. 7. 7	木	第2回 常陸太田市社会福祉協議会作業部会	常陸太田市 総合福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の進捗状況
H28. 7.14	木	第2回 地域福祉推進庁内連絡調整会議員 及び作業部会合同会議 *市社協と合同開催	常陸太田市役所 分庁舎 201・202会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・経過報告(地域ふくし懇談会等) ・計画策定の方向性等
H28. 9.16	金	第3回 地域福祉推進庁内連絡調整会議員 及び作業部会合同会議 *市社協と合同開催	常陸太田市 総合福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> ・講話 ・グループワーク
H29. 1.13	金	第4回 地域福祉推進庁内連絡調整会議員 及び作業部会合同会議 *市社協と合同開催	常陸太田市役所 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画及び 地域福祉活動計画(案)について

常陸太田市地域福祉推進委員会設置要綱

平成28年2月3日
常陸太田市告示第2号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第4条に規定する地域福祉の推進を図るため、常陸太田市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域福祉の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (2) 法107条に規定する地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画の策定、推進及び改定に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 社会福祉を推進する市民団体に属する者
- (3) 社会福祉事業に属する者
- (4) 保健医療事業に属する者
- (5) 社会教育に関係する者
- (6) 地縁団体に関係する者
- (7) 地域福祉に識見を有する者
- (8) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に常陸太田市情報公開条例（平成11年常陸太田市条例第20号）第7条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときはこの限りではない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第4条に規定する地域福祉の推進を図るため、福祉のまちづくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域福祉の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (2) 地域福祉活動計画の策定、推進及び改定に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから常陸太田市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 社会福祉を推進する市民団体に属する者
- (3) 社会福祉事業に属する者
- (4) 保健医療事業に属する者
- (5) 社会教育に関係する者
- (6) 地縁団体に関係する者
- (7) 地域福祉に識見を有する者
- (8) その他会長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に個人・団体の権利利益を害する恐れのある情報が含まれる場合はこの限りではない。公開については常陸太田市情報公開条例（平成11年常陸太田市条例第20号）を準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、常陸太田市社会福祉協議会地域づくりグループにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成17年6月1日施行の常陸太田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱は廃止する。

常陸太田市福祉のまちづくり推進委員会委員
 (常陸太田市地域福祉推進委員会委員)
 (常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会委員)

※敬称略

任期：平成 28 年 7 月 25 日～平成 31 年 7 月 24 日

区分	所属団体等	氏名	団体等役職	備考
1号委員	市民委員	後藤 百合子		
	市民委員	生天目久美子		
2号委員	市社会福祉協議会（常陸太田地区）	大曾根 愼	支部長	
	市社会福祉協議会（金砂郷地区）	石井 彰	支部長	
	市社会福祉協議会（水府地区）	大森 定夫	支部長	
	市社会福祉協議会（里美地区）	鈴木 一	支部長	副委員長 兼里美地区民生委員・児童委員協議会長
	常陸太田地区民生委員・児童委員協議会	和田 行雄	会 長	H28.7.25 ～ H28.11.30
	〃	潮田 凱生	会 長	H28.12.15 ～
	金砂郷地区民生委員・児童委員協議会	吽野 文雄	会 長	H28.7.25 ～ H28.11.30 ※委員長
	〃	松本 幸雄	会 長	H28.12.15 ～
	水府地区民生委員・児童委員協議会	大森 定夫	会 長	H28.7.25 ～ H28.11.30 兼市社会福祉協議会山田支部長
	〃	井上 幸則	会 長	H28.12.15 ～
	里美地区民生委員・児童委員協議会	鈴木 一	会 長	兼市社会福祉協議会賀美支部長
	常陸太田地区ボランティア連絡協議会	大兼 郁子	会 長	
	常陸太田市人権擁護委員協議会	大須賀 治	会 長	H28.7.25 ～ H28.12.31
〃	井野宮よう子	委 員	H28.1.26 ～	
3号委員	特別養護老人ホーム誠信園	平根 雅史	施設長	
4号委員	常陸太田市医師会	根本 義勝	会 長	
5号委員	常陸太田市学校長会	檜村 毅	会 長	
6号委員	常陸太田市常陸太田地区町会長協議会	篠原 勝幸	会 長	
	常陸太田市金砂郷地区町会長協議会	小藺 寿嗣	会 長	
	常陸太田市水府地区町会長協議会	井上 佳之	会 長	
	常陸太田市里美地区町会長協議会	鈴木 敏一	監 事	
7号委員	ひたちなか市北部地域包括支援センター	富永 信子	センター長	
アドバイザー	茨城大学特任准教授	長谷川 幸介 氏		
アドバイザー	茨城県社会福祉協議会地域福祉アドバイザー	外岡 仁 氏		

※区分

- (1) 市民
- (2) 社会福祉を推進する市民団体に属する者
- (3) 社会福祉事業に属する者
- (4) 保健医療事業に属する者
- (5) 社会教育に関係する者
- (6) 地縁団体に関係する者
- (7) 地域福祉に識見を有する者
- (8) その他市長が必要と認めた者

常陸太田市地域福祉推進庁内連絡調整会議設置要項

平成28年2月3日
常陸太田市訓令第2号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定、推進及び改定に関する事項について、庁内関係部課等による連絡調整を図るため、常陸太田市地域福祉推進庁内連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

2 調整会議は、次に掲げる事項について連絡調整を行う。

- (1) 地域福祉に関する調査研究に関すること。
- (2) 地域福祉に関する庁内関係部課等の事務調整に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第2条 調整会議の長（以下「座長」という。）は、保健福祉部長を充て、副座長は、地域福祉担当課長を充て、会議員は、次に掲げる分野の担当課長等の長を充てる。

- (1) 防災対策
- (2) 市民協働
- (3) 生活環境
- (4) 健康づくり
- (5) 地域福祉
- (6) 生活保護
- (7) 障害者福祉
- (8) 高齢者福祉
- (9) ひとり親・児童福祉
- (10) 就労等支援
- (11) 都市整備
- (12) 生涯学習
- (13) 学校教育
- (14) その他必要な分野

2 座長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 調整会議は、保健福祉部長が招集する。

2 調整会議は、会議員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第4条 調整会議の補助機関として、資料の収集、現状分析、素案の作成等を行うため作業部会を置く。

2 作業部会の部会員は、第2条第1項各号に掲げる分野の庁内関係部課等の担当職員等をもって充てる。

3 作業部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会員の互選により定めるものとする。

5 作業部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第5条 調整会議及び作業部会の庶務は、地域福祉担当課において行う。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

常陸太田市地域福祉推進庁内連絡調整会議員

部等	課等	職	氏名	備考
保健福祉部		部長	西野 千里	座長
総務部	防災対策課	課長	塩原 正己	
政策企画部	企画課	課長	綿引 誠二	
〃	少子化・人口減少対策課	課長	福田 洋昭	
市民生活部	市民協働推進課	課長	岡部 光洋	
〃	環境政策課	課長	小泉 秀明	
保健福祉部	健康づくり推進課	課長	成井 宏光	H28.2.3～H28.3.31
〃	〃	課長	中嶋 みどり	H28.4.1～
〃	福祉事務所社会福祉課	参事	西野 文浩	H28.2.3～H28.3.31 ※副座長
〃	〃	課長	根本 勝則	H28.4.1～ 副座長
〃	福祉事務所高齢福祉課	課長	岡崎 泰則	H28.2.3～H28.3.31
〃	〃	課長	廣木 浩	H28.4.1～
〃	福祉事務所子ども福祉課	課長	会沢 栄一	
商工観光部	商工振興・企業誘致課	課長	荷見 久志	
建設部	都市計画課	課長	小林 則之	
金砂郷支所	金砂郷地域振興課	課長	関 勝則	
水府支所	水府地域振興課	課長	岩間 勇二	
里美支所	里美地域振興課	課長	澤野 秀典	
教育委員会	教育総務課	課長	江尻 伸彦	
〃	指導室	室長	西連寺 有	
〃	生涯学習課	課長	佐藤 芳孝	H28.2.3～H28.3.31
		課長	関 勝仁	H28.4.1～

作業部会員 (◎ H27 部会長 ○ H28 部会長)

部等	課等	係等	職	氏名	備考
総務部	防災対策課	防災係	係長	鈴木 邦彦	
政策企画部	企画課	企画係	係長	引田 桂子	H28.2.3～H28.3.31
〃	〃	〃	係長	田辺 宏明	H28.4.1～
市民生活部	少子化・人口減少対策課	少子化・人口減少対策係	係長	梶山 満	H28.2.3～H28.3.31
〃	〃	〃	係長	池田 誠一	H28.4.1～
市民生活部	市民協働推進課	市民協働推進係	係長	竹林 正貴	
市民生活部	環境政策課	環境企画係	副参事	◎中野 亘	H28.2.3～H28.3.31
〃	〃	〃	係長	今川 貴博	H28.4.1～
保健福祉部	健康づくり推進課	健康企画係	課長補佐	中嶋 みどり	H28.2.3～H28.3.31
〃	〃	〃	係長	茂又 一海	H28.4.1～
〃	福祉事務所社会福祉課	社会福祉係	係長	富永 靖史	
〃	〃	生活支援係	係長	富岡 英和	
〃	〃	障害福祉係	主査	石井 賢	
〃	福祉事務所高齢福祉課	高齢福祉係	係長	岩間 正	
〃	〃	介護保険係	係長	武藤 圭子	
〃	福祉事務所子ども福祉課	子ども家庭係	係長	馬場 賢仁	
商工観光部	商工振興・企業誘致課	商工振興・企業誘致係	係長	茂又 一海	H28.2.3～H28.3.31
〃	〃	〃	課長補佐	山口 宏造	H28.4.1～
建設部	都市計画課	計画整備係	係長	古川 寿行	
金砂郷支所	金砂郷地域振興課	市民生活係	主査	永田 真理子	
水府支所	水府地域振興課	市民生活係	主査	柴田 雅美	
里美支所	里美地域振興課	市民生活係	課長補佐	大金 博紀	
教育委員会	教育総務課	企画総務係	課長補佐	木村 久男	H28.2.3～H28.3.31
〃	〃	〃	副参事	○弓野 政人	H28.4.1～
〃	指導室		指導主事	山崎 誠	H28.2.3～H28.3.31
〃	〃		指導主事	梶山 啓	H28.4.1～
〃	生涯学習課	生涯学習係	課長補佐	関 勝仁	H28.2.3～H28.3.31
〃	〃	〃	主査	佐藤 玲子	H28.4.1～

常陸太田市社会福祉協議会地域福祉推進連絡調整会議要項

(設置)

第1条 常陸太田市地域福祉活動計画の策定に関する事項について、グループ間の連絡調整を図るため、常陸太田市社会福祉協議会地域福祉推進連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

2 調整会議は、次の事項について連絡調整を行う。

- (1) 地域福祉活動計画策定に関すること
- (2) その他地域福祉推進に関すること

(組織)

第2条 調整会議の長（以下「座長」という。）は、事務局長を充て、会議員は常務理事、各グループ長を充てる。

(会議)

第3条 調整会議は、事務局長が招集する。

2 調整会議は、会議員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(作業部会)

第4条 調整会議の補助機関として、資料の収集、現状分析、素案の作成等を行うため作業部会を置く。

2 作業部会の部会員は、各グループの職員をもって充てる。

3 作業部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会員の互選により定めるものとする。

5 作業部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第5条 調整会議及び作業部会の庶務は、地域づくりグループが行う。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この要項は、平成28年3月1日から施行する。

常陸太田市社会福祉協議会 地域福祉推進連絡調整会議員

グループ・職	氏名	備考
常務理事兼地域包括支援グループ長	福地 壽之	
事務局長	綿引 勝雄	座長
総務グループ長	大金 博典	
くらしさぽーとグループ長	富岡 淳子	
地域づくりグループ長	多賀谷 豊臣	

作業部会員

グループ・職	氏名	備考
総務グループ長	大金 博典	
総務グループ係長	井上 佳信	
地域づくりグループ長	多賀谷 豊臣	
地域づくりグループ係長	橋本 重信	
地域づくりグループ係長	菊池 幸子	
地域づくりグループ主任	福田 浩己	
地域づくりグループ主任	深澤 大	
地域づくりグループ主任	四倉 大光	
地域づくりグループ主任	岩間 幸恵	
地域包括支援グループ社会福祉士	富岡 まゆみ	
地域包括支援グループ保健師	綿引 由美子	
くらしさぽーとグループ長	富岡 淳子	部会長
くらしさぽーとグループ主事	小室 茂之	
金砂郷支所	和田 良子	
里美支所	秋山 友美子	

常陸太田市社会福祉協議会 支部

H28.4.1 現在 ※敬称略

支 部	支部長名	支部の地域
太 田	石井 勝三	宮本町・内堀町・中城町・栄町・東一町・埜町・金井町・東二町・東三町・木崎一町・木崎二町・山下町・西三町・西二町・西一町・寿町
機 初	鈴木 守 (副支部長)	幡町・四季の丘はたそめ・三才町・西宮町・田渡町・長谷町・高貫町
西小沢	小祝 要人	岡田町・小沢町・内田町上・内田町中・内田町下・落合町・堅磐町・上土木内町・沢目町
幸 久	大曾根 愷	上河合町・下河合町・藤田町・粟原町・島町
佐 竹	土田 惣一	磯部町・谷河原町・天神林町・佐竹南台・稲木町
誉 田	桐原 弘	馬場町上・馬場町下・馬場町真淵・新宿町上・新宿町下・増井町・下大門町一・下大門町二・上大門町一・上大門町二・瑞竜町一・瑞竜町二
佐 都	武藤 貞一	里野宮町・白羽町・茅根町・常福地町・春友町
世 矢	川又 善行	小目町・亀作町・真弓町・真弓町真弓ヶ丘団地・大森町
河 内	豊田 捷司	町屋町・町屋町北・西河内下町・西河内中町・西河内上町
久 米	石井 彰	久米町・薬谷町・大里町1・大里町2・大平町・玉造町・芦間町・大方町・岩手町
郡 戸	鈴木 幸一	花房町・新地町・松栄町・中野町・小島町
金 郷	矢部 章	高柿町・竹合町・箕町・下利員町・中利員町・千寿町
金 砂	菊池 勝美	上利員町・下宮河内町・赤土町・上宮河内町
山 田	大森 定夫	松平町・和田町・東連地町・棚谷町・国安町
染和田	石澤 修	和久町・町田町・西染町・中染町中南・中染町中東・中染町中西・東染町
天下野	小林 隆男	天下野町一区・天下野町二区・天下野町三区・天下野町四区・天下野町五区・天下野町六区
高 倉	井上 久夫	上高倉町第1・上高倉町第2・下高倉町第1・下高倉町第2
小 里	佐川 孝文	里川町・徳田町・小妻町・小中町・大中町・大中町白幡台
賀 美	鈴木 一	折橋町・小菅町・上深荻大菅町